

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成27年12月25日 午後3時

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 事業計画変更申請について
- 議第 4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 7号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について
- 議第 8号 農地の競売（買受）適格者証明願いについて

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 4号 農地潰廃通報について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 7号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

出席委員 31名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 2番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員 | 6番 野 崎 文 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 蒲 澤 正 委員 |
| 9番 大 桃 伸 之 委員 | 10番 眞 野 薫 委員 |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員 | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員 |
| 17番 捧 譽 委員 | 18番 内 山 清 委員 |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 20番 村 井 善一郎 委員 |
| 21番 阿 部 新一郎 委員 | 23番 田 邊 稔 委員 |

24番 阿部 銀次郎 委員 25番 清野 秀作 委員
26番 星野 英治 委員 27番 内山 敏雄 委員
28番 渡邊 勝夫 委員 29番 熊倉 睦 委員
30番 原田 勝 委員 31番 小林 茂宏 委員
32番 坂井 浩行 委員 33番 横山 一雄 委員
34番 廣川 哲也 委員

欠席委員 3名

4番 藤田 吉則 委員 5番 栞原 一郎 委員
22番 阿部 眞佐雄 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	堀 雅志
経営基盤係副参事	渡辺 正美
経営基盤係主任	堀江 定昭
経営基盤係主任	高野 久美子

午後3時00分 開会及び開議

議長（野崎会長）

定刻になりましたので、12月の定例総会を開会いたしたいと思います。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席31名、欠席3名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。10番、眞野薫委員、26番、星野英治委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議第1号の審議に当たり、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、議長を2番、村山佐喜雄会長代理に交代いたします。

（会長 野崎文夫委員退席、会長代理 村山佐喜雄委員議長席に着く）

議長（村山会長代理）

では、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、6番、野崎文夫委員、9番、大桃伸之委員、24番、阿部銀次郎委員、27番、内山敏雄委員、29番、熊倉睦委員、30番、原田勝委員、32番、坂井浩行委員、以上の委員は農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いします。

(午後3時05分 6番野崎文夫委員、9番大桃伸之委員、24番阿部銀次郎委員、
27番内山敏雄委員、29番熊倉 睦委員、30番原田 勝委員、
32番坂井浩行委員退席)

議長(村山会長代理)

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局(堀事務局長)

それでは、議第1号の説明を申し上げます。

まず、議第1号の説明の前に、大変恐縮でございますが、議案訂正の願いと併せてお詫びを申し上げます。

お手元に配付をさせていただきましたが、議第1号正誤表をごらんいただきたいと思います。議案でいいますと50ページになりますが、50ページの319番でございます。319番におきまして、契約の種類が皆様にお配りした議案では「賃借権設定」と記載してございますが、正しくは「使用賃借権設定」でございました。訂正をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明申し上げます。議案の1ページをお願いいたします。今月の申請は4件で、合計面積1万6,053㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行委員会であっせん委員より報告をいただいた案件であります。

188番からご説明申し上げます。188番は、大沢地内の農地6筆、1万101㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。

189番は、桑切地内の農地3筆、1,516㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は10a当たり〇〇万円であります。

190番は、尾崎地内の農地2筆、2,085㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は10a当たり〇〇万円であります。

続きまして、191番は塚野目地内の農地4筆、2,351㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は10a当たり約〇〇万〇,〇〇〇であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明申し上げます。大分飛びますが、153ページをお開きいただきしたいと思います。153ページでございます。今月の申請は、新規設定129件、面積97万1,009.79㎡、再設定297件、面積257万118.39㎡、合計では426件、面積354万1,128.18㎡であります。

それでは、戻りまして、2ページの192番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

192番から、18ページになりますが、18ページの245番までの54件につきましては、相対でそれぞれ新規に利用権設定するものであります。

192番から順にご説明申し上げます。

192番は、興野2丁目地内外の農地計2筆、1,710㎡、193番は大宮新田地内の農地7筆、5,954.85㎡、194番は塚野目1丁目地内外の農地計16筆、1万9,188㎡、195番は西潟地内の農地2筆、4,032㎡、196番は井栗地内の農地2筆、2,002㎡、197番は井栗地内外の農地計3筆、5,047㎡、198番は北野新田地内の農地2筆、1,171㎡、199番は同じく北野新田地内の農地2筆、1,589㎡、続きまして200番は籠場地内外の農地計11筆、1万160㎡、201番は月岡地内外の農地計5筆、2,431㎡、202番は月岡4丁目地内の農地1筆、628㎡、203番は月岡2丁目地内の農地12筆、5,544㎡、204番は福島新田地内の農地1筆、1,004㎡、205番は森町地内の農地1筆、1,967㎡、206番は同じく森町地内の農地3筆、5,930㎡、207番は棚鱗地内の農地2筆、1,900㎡、208番は荒沢地内の農地4筆、6,821㎡、209番は南中地内の農地3筆、7,087㎡、210番は吉野屋地内の農地4筆、2,619㎡、211番は鶴田地内の農地6筆、7,966㎡、212番は井栗地内の農地1筆、1,976㎡、213番は柳沢地内の農地1筆、1,676㎡、214番是三柳地内の農地8筆、7,605㎡、215番は吉田地内の農地3筆、5,982㎡、216番は鬼木地内の農地1筆、3,637㎡、217番は笹岡地内の農地1筆、1,358㎡、218番は同じく笹岡地内の農地1筆、2,433㎡、219番は駒込地内の農地1筆、2,228㎡、220番は荒沢地内の農地1筆、144㎡、続きまして221番は曲淵3丁目地内の農地3筆、3,006㎡、222番は大宮新田地内の農地2筆、3,661㎡、223番は同じく大宮新田地内の農地1筆、2,003㎡、224番は塚野目6丁目地内の農地1筆、495㎡、225番は塚野目地内外の農地計12筆、1万8,801㎡、226番でございます。226番は塚野目地内の農地3筆、5,337㎡、227番は柳川新田地内の農地2筆、1,940㎡、228番は鶴田地内外の農地計9筆、8,436㎡、229番は牛ヶ島地内外の農地計13筆、9,976㎡、230番は新保地内の農地1筆、1,005㎡、231番は諏訪1丁目地内の農地16筆、5,592.57㎡、232番は諏訪3丁目地内の農地15筆、5,102㎡、233番は尾崎地内の農地3筆、4,100㎡、234番は同じく尾崎地内の農地2筆、1,639㎡、235番は川通中町地内の農地1筆、1,519㎡、236番は尾崎地内外の農地計5筆、2万4,139㎡、237番は川通西町地内の農地1筆、6,446㎡、238番は川通中町地内の農地1筆、1万4,300㎡、239番は東光寺地内の農地3筆、1万2,37㎡、240番は吉野屋地内外の農地計5筆、8,790㎡、241番は吉野屋地内の農地3筆、6,052㎡、続きまして242番は駒込地内の農地3筆、5,502㎡、243番は南中地内外の農地計3筆、7,033㎡、244番は南中地内の農地1筆、2,029㎡、245番は牛ヶ首地内の農地1筆、589㎡、以上54件につきましては相対で新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

次の246番につきましては、農地利用集積円滑化団体であるにいがた南蒲農業協同組合を通して下保内地内の農地1筆、557㎡について新規に利用権設定をするもので

あります。

次の247番から51ページになります。51ページの320番までの74件、合計面積では69万942.37㎡になりますが、これにつきましては昨年4月1日にスタートいたしました農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をするものであります。

それでは、247番から順に説明を申し上げます。

247番は、須戸新田地内外の農地計17筆、8,673㎡、248番は塚野目地内外の農地計11筆、1万4,009㎡、249番は井栗地内外の農地計8筆、9,179㎡、250番は大島地内の農地5筆、4,348㎡、251番は井栗地内外の農地計9筆、1万351㎡、252番は大宮新田地内の農地11筆、1万6,273㎡、253番は西潟地内外の農地計7筆、8,535㎡、254番は金子新田地内の農地3筆、3,326㎡、255番は鶴田地内の農地1筆、991㎡、256番は上野原地内の農地11筆、1万6,615㎡、257番は下保内地内の農地5筆、9,216.64㎡、258番は東大崎地内外の農地計31筆、1万3,317.57㎡、259番は西中地内の農地3筆、6,773㎡、260番は大島地内の農地7筆、7,197㎡、続きまして261番は北入蔵2丁目地内の農地4筆、6,052㎡、262番は柳川新田地内の農地2筆、4,046㎡、263番は鶴田1丁目地内の農地6筆、6,093㎡、264番は柳川新田地内の農地2筆、1,666㎡、265番は下保内地内外の農地計18筆、1万8,313.30㎡、266番は月岡3丁目地内外の農地計10筆、4,780㎡、267番は井栗地内外の農地計8筆、8,128㎡、268番は荻島地内の農地5筆、1,505㎡、269番は東大崎地内外の農地計4筆、6,233㎡、270番は上保内地内の農地11筆、4,068.21㎡、271番は東大崎1丁目地内外の農地計9筆、5,592㎡、272番は井栗地内外の農地計10筆、6,890㎡、273番は代官島地内外の農地計7筆、4,645㎡、274番は大宮新田地内の農地5筆、4,989㎡、275番は九之曾根地内の農地1筆、3,861㎡、276番は代官島地内の農地21筆、1万7,264㎡、277番は鶴田1丁目地内の農地10筆、5,425㎡、278番は東鱈田地内外の農地計5筆、4,519.46㎡、279番は西本成寺内の農地2筆、1,996㎡、280番は名下地内の農地1筆、1,492㎡、この農地につきましては、新潟県農林公社から借り受ける、いわゆる受け手でございますが、受け手が土地改良賦課金を支払うことになっており、使用貸借権の設定となっております。

続きまして、281番でございます。281番は栗林地内の農地16筆、1万4,806㎡、282番は袋地内の農地2筆、2,359㎡、283番は栗林地内の農地12筆、1万1,427㎡、284番は西潟地内外の農地計7筆、7,062㎡、285番は土場地内の農地32筆、1万4,573㎡、286番は帯織地内外の農地計7筆、2万267㎡、287番は茅原地内外の農地計10筆、1万9,201㎡、288番は帯織南地内の農地2筆、1万3,046㎡、289番は山王西地内の農地3筆、2万937㎡、290番は若宮新田地内外の農地計7筆、3,534㎡、291番は若宮新田地

内の農地9筆、2万6, 115㎡、292番は飯田地内の農地4筆、7, 213㎡。

次の293番から295番の農地につきましては、新潟県農林公社から借り受けるいわゆる受け手が土地改良賦課金を支払うことになっておりまして、使用貸借権の設定となっております。

293番は、名下地内の農地5筆、1万1, 597㎡、294番は長野地内外の農地計7筆、1万2, 338㎡、295番は名下地内の農地8筆、1万3, 293㎡、296番は新屋地内外の農地計16筆、8, 765. 58㎡、297番は落合地内の農地22筆、6, 787㎡。

次の298番から51ページの320番までの農地の所在につきましては、全て名下地内でございます。また、298番から315番までの農地につきましては、先ほど同様に新潟県農林公社から借り受ける、いわゆる受け手が土地改良賦課金を支払うことになっており、使用貸借権の設定となっております。

それでは、298番からご説明を申し上げます。

298番は農地5筆、1万2, 377㎡、299番は農地6筆、1万549㎡、300番は農地3筆、9, 629㎡、301番は農地8筆、1万2, 241㎡、302番は農地1筆、2, 382㎡、303番は農地5筆、1万5, 178㎡、続きまして304番は農地5筆、1万3, 017㎡、305番は農地6筆、4, 921㎡、306番は農地5筆、1万3, 995㎡、307番は農地9筆、1万3, 180㎡、308番は農地5筆、9, 949㎡、309番は農地5筆、1万2, 699㎡、310番は農地8筆、1万931㎡、311番は農地4筆、6, 068㎡、312番は農地1筆、4, 078㎡、313番は農地2筆、6, 057㎡、314番は農地4筆、1万2, 413㎡、315番は農地8筆、1万1, 918㎡、316番は農地12筆、1万1, 066㎡。

次の317番から320番までの農地につきましても新潟県農林公社から借り受け、いわゆる受け手が土地改良賦課金を支払うことになっており、同じように使用貸借権の設定となっております。

317番は農地8筆、6, 642㎡、318番は農地5筆、1万2, 495㎡、319番は農地3筆、8, 652㎡、320番は農地13筆、1万822. 61㎡、以上74件は新潟県農林公社が新規に10年間、利用権設定をするものであります。

次の321番から153ページになりますが、153ページの617番までの297件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果を報告いたします。

第3調査部会長代理は、私の隣に着席をお願いします。

18番、内山清委員。

第3調査部会長代理（18番内山 清委員）

皆さんご存じのように、藤田部会長、身内の不幸がありまして、きょうは欠席になります。かわりに私のほうで報告いたしたいと思います。不慣れでございますが、よろしくお願いいたします。

それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第3調査部会では、12月21日午後1時30分から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後4時20分に閉会いたしました。

それでは、ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転4件、新規設定129件、再設定297件、合計件数430件、面積355万7,181.18㎡で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外の356件につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする74件につきましてもいずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長代理の調査結果報告のとおり決めるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（村山会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午後3時40分 6番野崎文夫委員、9番大桃伸之委員、24番阿部銀次郎委員、
27番内山敏雄委員、29番熊倉 睦委員、30番原田 勝委員、
32番坂井浩行委員着席）

議長（村山会長代理）

退席された委員に報告します。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長代理の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

それでは、議長を交代いたします。ありがとうございました。

(会長代理 村山佐喜雄委員退席、会長 野崎文夫委員議長席に着く)

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

なお、1番、渡邊一英委員、7番、五十嵐秀一委員、9番、大桃伸之委員、10番、眞野薫委員、14番、羽生俊昭委員、17番、捧譽委員、24番、阿部銀次郎委員、25番、清野秀作委員、32番、坂井浩行委員、34番、廣川哲也委員、以上の委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午後3時41分 1番渡邊一英委員、7番五十嵐秀一委員、9番大桃伸之委員、
10番眞野 薫委員、14番羽生俊昭委員、17番捧 譽委員、
24番阿部銀次郎委員、25番清野秀作委員、32番坂井浩行委員、
34番廣川哲也委員退席)

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明いたします。

議案の154ページをお願いいたします。154ページでございますが、三条市長からの諮問書の写しでございます。

右隣の155ページにつきましては、議第2号の参考としまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条を添付させていただいております。

本議案は、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』でご審議をいただきました公益社団法人新潟県農林公社が農地中間管理事業により、新規に10年間利用権設定をする農用地、69万942.37㎡の利用配分計画（案）でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、三条市が作成する農用地利用配分計画（案）について、同法第19条第3項の規定により、当農業委員会の意見を求められているものでございます。

なお、議第2号の参考としまして、新潟県農林公社のホームページで公開されております11月30日現在の借り受け希望者リストを議案と一緒に送付させていただいておりますが、例えば議案156ページ、ちょっとお開きいただきたいんですが、156ページの2番の借り受け人の外21名の方には、11月30日現在の借り受け希望者リストには掲載されておりませんが、11月30日から12月11日までの臨時募集に応募されており、配分計画の県公告予定日の平成28年2月26日までに掲載される予定となっております。

それでは、配分計画（案）をご説明いたします。156ページをお願いいたします。一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、ご審議をいただきました議第1

号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

1番は、議第1号の247番におきまして、新潟県農林公社が利用権を設定する須戸新田地内外の農地計17筆、8,673㎡を記載の借受人に新規に10年間貸し付けをしたいとするものでございます。

2番は、248番、塚野目地内外の農地11筆、1万4,009㎡、3番は249番、井栗地内外の農地計8筆、9,179㎡、4番は250番、大島地内の農地5筆、4,348㎡、5番は251番、井栗地内外の農地計8筆、8,328㎡、6番は251番、井栗1丁目地内の農地1筆、2,023㎡、7番は252番、261番及び263番、大宮新田地内外の農地計21筆、2万8,418㎡、8番は253番、西潟地内外の農地計7筆、8,535㎡、9番は254番、金子新田地内の農地3筆、3,326㎡、10番でございます。10番は255番、鶴田地内の農地1筆、991㎡、11番は256番、上野原地内の農地11筆、1万6,615㎡、12番は257番、下保内地内の農地5筆、9,216.67㎡、13番は258番及び271番、東大崎2丁目地内外の農地計34筆、1万2,841.57㎡、14番は258番、牛ヶ島地内の農地6筆、6,068㎡、15番は259番及び278番、西中地内外の農地計5筆、9,271㎡、16番は260番、大島地内の農地7筆、7,197㎡、17番は262番及び264番、柳川新田地内の農地4筆、5,712㎡、18番は265番、上保内地内外の農地計14筆、9,190.30㎡、19番は265番及び270番、下保内地内外の農地計13筆、1万68.21㎡、20番は265番、下保内地内の農地2筆、3,123㎡、21番は266番、月岡地内外の農地計10筆、4,780㎡、22番は267番、井栗地内外の農地計8筆、8,128㎡、23番は268番、荻島地内の農地5筆、1,505㎡、24番は269番、東大崎地内外の農地計4筆、6,233㎡、25番は272番及び284番、井栗地内外の農地計9筆、7,424㎡、26番は272番、井栗地内外の農地計8筆、6,528㎡、27番は273番、荻島地内外の農地計7筆、4,645㎡、28番は274番、大宮新田地内の農地5筆、4,989㎡、29番は275番、九之曾根地内の農地1筆、3,861㎡、30番は276番、代官島地内の農地15筆、1万3,245㎡、31番は276番、代官島地内の農地6筆、4,019㎡、32番は277番、鶴田1丁目地内の農地10筆、5,425㎡、33番は278番及び279番、西本成寺地内の農地3筆、3,020㎡、34番は278番、東鱈田地内の農地2筆、997.46㎡、35番は281番及び283番、栗林地内の農地28筆、2万6,233㎡、36番は282番、袋地内の農地2筆、2,359㎡、37番は285番、土場地内の農地32筆、1万4,573㎡、38番は286番、帯織地内外の農地計7筆、2万267㎡、39番は287番、茅原地内外の農地計10筆、1万9,201㎡、40番は288番、帯織南地内の農地2筆、1万3,046㎡、41番は289番、山王西地内の農地3筆、2万937㎡、42番は290番、九之曾根地内外の農地計7筆、3,534㎡、43番は291番、若宮新田地内の農地5筆、1万4,118㎡、44番は291番、若宮新田地内の農地4筆、1万1,997㎡、45番は292番、飯田地内の農地4筆、7,213㎡、46番は293番から

295番、それから298番から315番、317番から320番及び280番、名下地内外の農地計140筆、25万8,913.61㎡、47番は296番及び297番、新屋地内外の農地計18筆、1万5,552.58㎡、48番は316番、名下地内の農地12筆、1万1,066㎡、以上48件につきましては、それぞれ記載の借受人に新規に10年間貸し付けをしたいとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

18番、内山清委員。

第3調査部会長代理（18番内山 清委員）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、合計件数48件、面積69万942.37㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

28番。

28番（渡邊勝夫委員）

利用権のうち46番以降が賃借料がゼロとなっておりますが、ほかのところはみんなおのおの単価がそれぞれのっておりますが、ゼロというのは何か意味があるのでしょうか。

第3調査部会長代理（18番内山 清委員）

その件については、調査部会でも話がありましたが、名下の法人が土地改良費を持つと、そういうことでゼロということになっているそうです。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長代理の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申をいたします。ありがとうございました。

退席者、着席願います。

(午後3時54分 1番渡邊一英委員、7番五十嵐秀一委員、9番大桃伸之委員、
10番眞野 薫委員、14番羽生俊昭委員、17番捧 譽委員、
24番阿部銀次郎委員、25番清野秀作委員、32番坂井浩行委員、
34番廣川哲也委員着席)

議長(野崎会長)

退席された委員に報告します。

議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』は、調査部会長代理の調査結果報告のとおり、農用地の利用効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申することに決しました。

議長(野崎会長)

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

なお、24番、阿部銀次郎委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(午後4時01分 24番阿部銀次郎委員退席)

議長(野崎会長)

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

議案の176ページをお開きいただきたいと思います。176ページ、下段のほうでございませう。今月の申請は5件で、合計面積1,873㎡であります。

それでは、175ページにお戻りをお願いいたします。20番から順にご説明申し上げます。

20番は、上保内地内の農地2筆、890㎡を売買により取得し、田として利用したいものです。この農地は、昭和48年4月に住宅敷地として5条許可を受けた農地ですが、計画が実行されないまま経過したものであります。土地の売買価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。場所につきましては、JR保内駅南側300m付近であります。なお、本申請につきましては議第4号の47番で農地法第3条の許可申請がなされております。

続きまして、21番は、同じく上保内地内の農地1筆、327㎡を売買により取得し、畑として利用したいものです。この農地は、昭和61年7月に住宅敷地として5条許可を受けた農地ですが、先ほどの案件と同様に計画が実行されないまま経過したものであります。土地の売買価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。場所につきましては、JR保内駅南側300m付近であります。なお、本申請につきましても議第4号の48番で農地法第3条の許可申請がなされております。

続きまして、22番は南四日町2丁目地内の農地1筆、178㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円でございます。場所につきましては、嵐南保育所北側100m付近で、都市計

画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましては、議第6号の73番で農地法第5条の許可申請がなされております。

23番は、桜木町地内の農地2筆、238㎡を北側隣接地の居住者が売買により取得し、庭及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円でございます。場所につきましては、県立新潟県央工業高校南西300m付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましても議第6号の74番で農地法第5条の許可申請がなされております。

24番は、西潟地内の農地2筆、240㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇でございます。場所につきましては、井栗小学校南東200m付近で、住宅や業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、本申請につきましても議第6号の75番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長代理の調査結果を報告を願います。

18番、内山清委員。

第3調査部会長代理（18番内山 清委員）

議第3号『事業計画変更申請について』は、合計件数5件、面積1,873㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地として利用する2件については異議ないものであります。また、そのほかの3件については、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長代理の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席を願います。

（午後4時05分 24番阿部銀次郎委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。

議第3号『事業計画変更申請について』は、調査部会長代理の調査結果報告のとおり、異議ないものと認めることに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、24番、阿部銀次郎委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席願います。

（午後4時02分 24番阿部銀次郎委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第4号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

議案の179ページをお開きお願いいたします。179ページ、最下段でございます。今月の申請は13件で、合計面積2万2,019.61㎡であります。

177ページにお戻りをお願いいたします。45番から順にご説明申し上げます。

45番は、曲淵3丁目地内の農地1筆、995㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇,〇〇〇万円であります。

46番は、柳場新田地内の農地4筆、1,986㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇〇〇万円であります。

47番及び48番は、先ほど議第3号『事業計画変更申請について』の20番及び21番でご審議をいただいた案件でございます。

47番は、上保内地内の農地2筆、890㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。

48番は、同じく上保内地内の農地1筆、327㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円であります。

続きまして、49番は諏訪2丁目地内の農地1筆、591㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇〇万円あります。

50番は、東光寺地内の農地1筆、149㎡を譲り受け人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円あります。

51番は、小滝地内の農地1筆、181㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約〇万円あります。

52番は、荒沢地内の農地1筆、195㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買

により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

続きまして、53番は飯田地内の農地1筆、2,940㎡を譲り受け人が経営規模拡大のため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

54番は、西本成寺2丁目地内の農地2筆、106㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

55番は、西本成寺地内の農地2筆、78㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

56番は、金子新田地内の農地2筆、2,640㎡を同一世帯内後継者等が譲り渡し人の要望により、贈与で取得するものであります。

57番は、名下地内の農地14筆、1万941.61㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定をするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に、調査部会長代理の調査結果を報告をお願いします。

18番、内山清委員。

第3調査部会長代理（18番内山 清委員）

議第4号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの9件、贈与によるもの3件、使用貸借によるもの1件、合計13件、面積2万2,019.61㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長代理の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午後4時06分 24番阿部銀次郎委員着席）

議長（野崎会長）

退席された委員に報告します。

議第4号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、調査部会長代理の調査結果報告のとおり、許可することに決しました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明いたします。

180ページをお願いいたします。今月の申請は2件で、合計1,228㎡であります。

17番につきましては、本年7月の総会におきまして、農振農用地からの除外についてやむを得ないものとして認めた案件でございます。笹巻地内の農地4筆、718㎡を既存宅地436.36㎡と一体利用し、農家住宅1棟、農作業所1棟及び農機具格納庫、物置1棟などの用地として利用したいものです。場所につきましては、笹岡小学校南西1.5km付近で、住宅が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

18番は、蝶名林地内の農地1筆、510㎡を住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、とたにコミュニティセンターひめさゆり東側900m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長代理の調査結果を報告を願います。

18番、内山清委員。

第3調査部会長代理（18番内山 清委員）

それでは、議第5号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数2件、面積1,228㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長代理の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

では、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』をご説明いたします。

議案の184ページをお願いいたします。今月の申請は14件で、合計面積1万2,627㎡であります。

181ページにお戻りをお願いいたします。181ページでございます。

73番、74番及び75番につきましては、先ほどご審議いただきました議第3号『事業計画変更申請について』の22番、23番及び24番でそれぞれご説明させていただいた内容と同じでございますので、説明は省略をさせていただきます。

76番から順にご説明を申し上げます。76番は、栗林地内の農地1筆、287㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、上林小学校西側200m付近で、住宅等が連たんする区域内的の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

77番は、東大崎1丁目地内の農地1筆、2,042㎡を売買により取得し、建て売り住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、大崎小学校南側100m付近で、500m以内に2つの教育施設があり、かつ申請地北側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

78番は、上保内地内の農地3筆、282㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、JR保内駅南西300m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内的の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

79番は、上保内地内の農地2筆、1,361㎡を売買により取得し、建て売り住宅6棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、JR保内駅北側400m付近で、住宅、業務施設等

が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、80番は、栗林地内の農地3筆、329㎡を使用貸借権の設定により、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、上林小学校北東700m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

81番は、林町2丁目地内の農地1筆、1,004㎡を売買により取得し、宅地分譲地5区画及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、第二中学校北西200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

82番は、荒町2丁目地内の農地2筆、1,792㎡を売買により取得し、診療所兼住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市消防本部北側200m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、83番は曲淵3丁目地内の農地4筆、3,996㎡を売買により取得し、既存雑種地4,20㎡と一体利用し、宅地分譲地16区画、道路、ごみ置き場及び公園の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、月岡小学校北東500m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

次の84番、85番及び86番につきましては、本年7月の総会におきまして、農振農用地からの除外についてやむを得ないものとして認めた案件であります。

84番は、柳川新田地内の農地2筆、379㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、旭小学校北西500m付近で、住宅、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

85番は、西本成寺地内の農地2筆、158㎡を売買により取得し、次の86番で同時申請されております西側隣接地341㎡と一体利用し、来客及び社員用駐車場等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇,〇〇〇円であります。場所につきましては、下新田集会所東側300m付近で、既存敷地の2分の1以内の面積で既存施設の拡張を行うもので、農用地区分は第1種農地と判断されます。

86番は、西本成寺地内の農地1筆、341㎡を賃貸借権の設定により85番で同時申請されております東側隣接地158㎡と一体利用し、来客及び社員用駐車場等の用地として利用したいものです。場所につきましては、同じく下新田集会所東側300m付近で、既存敷地の2分の1以内の面積で既存施設の拡張を行うもので、農用地区分は第1種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長代理の調査結果を報告をお願いいたします。

18番、内山清委員。

第3調査部会長代理（18番内山 清委員）

それでは、議第6号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数14件、面積1万2,627㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長代理の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』ご説明いたします。

議案の185ページをお願いいたします。農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る三条市長からの当農業委員会に対する意見照会につきましては、農振農用地区域からの除外、いわゆる重要変更と農振農用地区域内に農作業場等の農業用施設を整備する、いわゆる軽微変更について、従来でありますと、毎年1月と7月の2回、あわせて意見照会があったところでございますが、このうち軽微変更につきましては、本年12月から申請があった場合は申請者の利便を図るため、原則として毎月意見照会をさせていただくことになったと担当の農林課から説明があったところでございます。

そこで、今回意見照会のありました三条地区の軽微変更1件についてご審議をお願い

するものであります。

申請者は、本間悦男さんであります。位置につきましては、186ページになりますが、変更（案）箇所詳細図をごらんいただきたいと思います。申請土地は、東本成寺1250-1番地、地目は田、面積242㎡で、土地改良事業完了後、8年以上経過しております。申請者は、本成寺地域で農業を営んでおります。申請者所有の農業用施設用地とその南側の土地を一体利用し、農業用施設を建築するものです。施設の概要は、農機具格納庫1棟であります。

以上、1件でございます。ご審議の上、意見決定賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会長代理の調査結果を報告願います。

18番、内山清委員。

第3調査部会長代理（18番内山 清委員）

議第7号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、三条地区における軽微変更1件、面積242㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、ただいま調査部会長代理の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないということで、変更やむを得ないものと認めることで答申いたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第8号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』ご説明をいたします。

議案の187ページをごらん願いたいと思います。今月の申請は1件であります。こ

の議案につきましては、本年5月以降、初めてでございますので、適格者証明願いについて簡単ではございますが、ご説明申し上げたいと思います。

通常の不動産の競売、これ公売も含まれますが、この場合は買い受け申し出人のうち、最も高い価格を提示した買い受け申し出人が買い受ける、つまり落札することになりますが、農地の競売の場合、落札者が決まってもその者が農地法に規定する許可を受けなければ土地を取得することができません。例えば落札者が落札した農地について、農地法第3条の許可を受けようとした場合は、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、下限面積を超えていることなどの許可要件を全て満たしていなければ不許可となり、当該農地を取得することができず、競売をやり直すといった不都合が生じることになります。

そこで、農地法上の農地権利取得の資格の有無をあらかじめ確認するため、競売、公売に参加するためには農業委員会による証明が必要になります。地目が田や畑などの農地の競売に参加する場合は、入札に参加するに当たり、買い受け適格者証明書を競売を行う先に提示をしなければなりません。

それでは、議案をご説明申し上げます。事件番号は、平成27年（ケ）第22号、競売となる農地は下大浦地内の農地1筆、1,021㎡で、農振農用地であります。競売入札期間は、平成28年1月8日から平成28年1月18日であります。特別売却期間は、平成28年1月25日から平成28年2月1日で、売却基準価格は81万円、買い受け可能価額は64万8,000円であります。債権者は1名で、新潟市の新潟県信用保証協会であります。場所につきましては、下田浄化センター東側100m付近であります。競売願い出者は1名で、農業を営む方で経営規模拡大を図るため願い出されたものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長代理の調査結果を報告願います。

18番、内山清委員。

第3調査部会長代理（18番内山 清委員）

議第8号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』は、件数1件、願い出者1名の申請について、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、証明願い出者の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積など許可要件を全て満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第8号につきましては、ただいま調査部会長代理の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、適格者証明書の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

第3調査部会長代理は、自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

議長(野崎会長)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長(野崎会長)

続きまして、報第2号から報第7号まで、続けて事務局より報告をお願いします。

事務局(堀事務局長)

(別添報告書により説明)

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長(野崎会長)

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第2調査部会長、21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長(21番阿部新一郎委員)

来月は、第2調査部会の当番でございます。1月の25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催します。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

なお、来月の総会は29日午後3時を予定しております。

なお、総会終了後、午後6時から新年会を開催しますので、ご出席のほどよろしくお
願い申し上げます。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午後4時40分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（10番）

議事録署名委員（26番）
